

パルネスショッピングセンター

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出事項

平面駐車場の利用可能時間「午前10時から午後8時まで」を「午前9時30分から午後8時30分まで」に変更する。店舗の営業時間等に変化事項はない。(法附則第5条第1項)
 <本届出に係る変化事項が周辺環境に与える影響は極めて小さいと考えられるため騒音の予測は実施していない。>

届出事項

1	届出年月日		平成16年6月8日	
2	店舗名称		パルネスショッピングセンター	
	店舗所在地		豊明市前後町善江1735	
3	変更をする日		平成16年8月1日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	株式会社中部新都市サービス	平成16年7月12日代表者変更あり。 代表取締役 大村芙美雄
		代表者	代表取締役 永野 暢士	
		住所	名古屋市中種区覚王山通8-70-1	
		備考	なし	
	小売業者	名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 佐々木孝治	同
		住所	稲沢市天池五反田町1	同
(2)	店舗面積	9,623 m ²	同	
	備考	他16名	同	
(3)	駐車	位置	概要書のとおり	同
		台数	255 台	同
	駐輪	位置	概要書のとおり	同
		台数	140 台	同
	荷捌	位置	概要書のとおり	同
		面積	184m ²	同
	廃棄	位置	概要書のとおり	同
		容量	90.28m ³	同
(4)	営業	開店時間	午前10時(一部午前7時、午前8時及び午後2時)	同
		閉店時間	午後8時	同
	駐車場利用時間帯	午前7時(一部午前10時)から午後8時30分(一部午後8時)まで	午前7時(一部午前9時30分)から午後8時30分まで	
	駐車場	出入口数	4箇所	変更前に同じ
		出入口位置	概要書のとおり	同
	荷捌時間帯	午前7時から午後10時まで	同	
業態	総合店			
用途地域	商業地域			
参考	平成元年10月開店			

1 駐車需用の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

① 駐車場の必要台数の確保

店舗面積	日來客数 原単位	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分 担率	平均乗車 人員	平均駐車 時間係数	指針必要 台数
9,623 m ²	950人	15.70%	250 m	60.00%	2.00 人	1.38	546 台

総駐車場台数	従業員等駐車場台数	付帯施設駐車場台数	来客用駐車場台数	評価
328 台	73 台	0 台	255 台	△

※休日ピーク時においても満車になることはなく、駐車場の収容台数は充足している。

パルネスショッピングセンター

② 駐輪場の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗北側2箇所
駐輪場の収容台数	140台
標準収容台数	254台

※ピーク時においても満車になることはなく、駐輪場の収容台数は充足している。

位置評価	台数評価
○	△

2 生活環境悪化防止関係

(1) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管用に冷蔵設備あり
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	54.54 m ³	1日	1.54 t	0.10 t/m ³	15.41 m ³	変更なし	○
空缶・空き瓶	4.70 m ³	1日	0.25 t	0.10 t/m ³	2.49 m ³	変更なし	○
厨芥・その他	31.04 m ³	1日	1.68 t	0.15 t/m ³	11.20 m ³	変更なし	○
合計	90.28 m ³	-	-	-	29.11 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	当店舗の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

市町村の意見概要 意見なし	対応 -
住民等の意見の概要 意見なし	対応 -
県の意見案 意見なし	

※ 本届出は、当該店舗を大規模小売店舗立地法の届出店舗することにより店舗の基礎面積を確定させることが目的であると思われる。

大規模小売店舗立地法の届出店舗であれば、店舗面積が減少したとしても法第6条第2項のただし書きの規定により、1000m²以下にならない限り届出不要である。

旧大店法届出店舗については、店舗面積が減少した場合も法附則第5条第1項により店舗面積減少の届出が必要となる。